

JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン（第11版） 更新箇所一覧

頁番号	見出し			修正前	修正後
P14/P25	1. 事前の対応	(2) 感染対策ルール	-1. 感染対策ルール	①自主的に参加を見合わせる（以下の事項に該当する場合） ・過去 1 4 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合	・過去 7 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
P25	1. 事前の対応	(2) 感染対策ルール	-1. 感染対策ルール	②健康チェックシートの提出	②健康チェックシートの記録・管理
P26	1. 事前の対応	(2) 感染対策ルール	-3. 健康チェックシート	以下事項を記載した健康チェックシートを回収し、健康状態について問題のないことを確認する。	対象者は以下事項を記載した健康チェックシートを記録・管理し、健康状態について問題のないことを確認する。
P26	1. 事前の対応	(2) 感染対策ルール	-3. 健康チェックシート	③競技会または試合前 2 週間における以下の事項の有無 ・過去 1 4 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合	・過去 7 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
P27	1. 事前の対応	(2) 感染対策ルール	-4. 参加可能な健康状態について	競技会 または 試合開催 2 週間前 から 当日までの健康状態において 発症 及び 症状消失の状況が認められた場合、以下 ①および②の両方の条件を満たす状況であれば出場、参加が認められる。 ① 発症後に少なくとも 8 日を経過している ② 薬剤*を服用していない状態で、解除後および症状**消失後に少なくとも 3 日間が経過している *解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など ※ 8 日を経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと ※ 3 日を経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと	競技会 または 試合開催 2 週間前 から 当日までの健康状態において 発症 及び 症状消失の状況が認められた場合、以下を満たす状況であれば出場、参加が認められる。 発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快（解熱剤を使用せずに解除し、呼吸器症状が改善傾向）後 72 時間経過した場合 ※ 10 日を経過している：発症日を 0 日として 10 日間のこと
P34	2. 会場管理における感染対策	(4) 制限付きの試合	-1. 観客への制限	①無料・有料共通 ・ 2021年11月19日の政府発表に基づき、5000人または収容定員50%のいずれか大きい方を入場者数上限とする。	・ 2022年3月17日の政府発表に基づき、人数上限 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とする。
P34	2. 会場管理における感染対策	(4) 制限付きの試合	-1. 観客への制限	①無料・有料共通 ・ 「感染対策安全計画」を策定し開催地自治体が承認した場合、収容率100%での開催が可能となる。但し、緊急事態措置、重点措置が発令された区域では、P.10の政府指針（「感染状況に応じたイベント開催制限等について」）に基づき、入場者数を決定する。	・ 「感染防止安全計画」を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。但し、緊急事態措置、重点措置が発令された区域では、P.9の政府指針（「感染状況に応じたイベント開催制限等について」）に基づき、入場者数を決定する。
P34	2. 会場管理における感染対策	(4) 制限付きの試合	-1. 観客への制限	①無料・有料共通 ・ 保健所の積極的疫学調査（感染経路の聞き取り調査）に当たり、濃厚接触者に該当する可能性のある観客の情報の提供に協力するため、個人情報管理を徹底した上で、観客の個人情報（氏名、電話番号等）、スタンドエリア内の観客位置の提供の協力を求める	・ 会場でのクラスター発生等により、保健所の積極的疫学調査（感染経路の聞き取り調査）が行われる場合等に、濃厚接触者に該当する可能性のある観客の情報の提供に協力するため、個人情報の管理を徹底した上で、観客の個人情報（氏名、電話番号等）、スタンドエリア内の観客位置の提供の協力を求める
P34	2. 会場管理における感染対策	(4) 制限付きの試合	-1. 観客への制限	②無料入場 ・ 感染者が来場したことが発覚した場合を想定して、保健所の聞き取り調査に協力できるよう、来場者の座席が特定できるようにブロックやエリア表示を明確に示す	・ 感染者が来場したことが発覚し、クラスターが発生した場合等を想定して、保健所の聞き取り調査に協力できるよう、来場者の座席が特定できるようにブロックやエリア表示を明確に示す
P34	2. 会場管理における感染対策	(4) 制限付きの試合	-1. 観客への制限	③有料入場 ・ 感染者の中から試合観戦後に陽性反応者が発生した場合を想定し、保健所の積極的疫学調査（感染経路の聞き取り調査）に協力するため、指定席はチケット半券を保管するように案内する。また、自由席（ゾーン内自由席含む）は来場者の座席が特定できるようにブロックやエリア表示を明確に示す	・ 感染者の中から試合観戦後に陽性反応者が発生し、クラスターが発生した場合等を想定し、保健所の積極的疫学調査（感染経路の聞き取り調査）に協力するため、指定席はチケット半券を保管するように案内する。また、自由席（ゾーン内自由席含む）は来場者の座席が特定できるようにブロックやエリア表示を明確に示す
P35	2. 会場管理における感染対策	(4) 制限付きの試合	-5. 応声スタイルについて	②禁止される行為は以下の通りです ・ 声を出す応声（禁止理由：飛沫感染につながるため） 明：指笛、チャント、ブーイング、トラメガ・メガホン・トランペット など道具・楽器の使用 ・ メガホンの使用（禁止理由：飛沫感染）	・ 大声を出す（禁止理由：飛沫感染につながるため） 大声の定義：「観客等が、(ア) 通常よりも大きな声量で、(イ) 反復・継続的に声を発すること」 <大声の具体例> ・ 観客席の大声・長時間の会話 ・ スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱 ※ 指笛等の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。 ・ 指笛・チャント・ブーイング（禁止理由：飛沫感染につながるため） ・ トラメガ・メガホン・トランペット など道具・楽器の使用（禁止理由：飛沫感染につながるため）
P36	2. 会場管理における感染対策	(4) 制限付きの試合	-6. 観客、ファン・サポーターへの事前のご案内	①無観戦来場は、勇気をもって、見合わせてください ・過去 1 4 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合	・過去 7 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
P37	2. 会場管理における感染対策	(5) チケットिंग		①2021年11月19日の政府発表に基づき、5000人または収容定員50%のいずれか大きい方を入場者数上限とする。	①2022年3月17日の政府発表に基づき、人数上限 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とする。
P37	2. 会場管理における感染対策	(5) チケットिंग		② 「感染対策安全計画」を策定し開催地自治体が承認した場合、収容率100%での開催が可能となる。但し、緊急事態措置、重点措置が発令された区域では、P.10の政府指針（「感染状況に応じたイベント開催制限等について」）に基づき、入場者数を決定する。	② 「感染防止安全計画」を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。但し、緊急事態措置、重点措置が発令された区域では、P.9の政府指針（「感染状況に応じたイベント開催制限等について」）に基づき、入場者数を決定する。
P38	2. 会場管理における感染対策	(6) 会場管理	-3. 観客の入退場管理	⑤保健所の 積極的疫学調査 を行うに当たり、濃厚接触者に該当する可能性のある観客の情報の提供するため、また、陽性反応者との接触機会を告知し、更なる感染拡大防止につなげるため、観客の中から陽性反応者が確認された場合の対応を考慮し、以下の通りとする	⑤会場でクラスターが発生した場合等により、保健所の 積極的疫学調査 を行うに当たり、濃厚接触者に該当する可能性のある観客の情報の提供するため、また、陽性反応者との接触機会を告知し、更なる感染拡大防止につなげるため、観客の中から陽性反応者が確認された場合の対応を考慮し、以下の通りとする
P44	3. 競技運営における感染対策	(1) 参加チーム、審判員、及び競技	-9. マッチコーディネーションミーティング	(主な感染対策確認内容) ・ 両チームベンチへの挨拶を実施しない ・ ピッチ上で密集接触（手をつなく、目を組む）となる円陣を組むことは行わない 席、密集、密接にならずに社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を保って円になって集まることは認められる	削除
P45	3. 競技運営における感染対策	(1) 参加チーム、審判員、及び競技	-12. 選手及び審判員のピッチ入場キックオフ	①コイントスは主催及び両チームのキャプテンにより実施する。但し、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を保つこと ※ピッチ上で密集接触（手をつなく、目を組む）となる円陣を組むことは行わない 席、密集、密接にならずに社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を保って円になって集まることは認められる	削除
P45	3. 競技運営における感染対策	(1) 参加チーム、審判員、及び競技	-14. チームベンチ	①1 席空けて座る	①マスク着用及び不要な会話の自粛を継続して徹底することが可能な場合、適密速（1 席空けずに座る）とする。なお、主催者の判断により 1 席空けることも可能とする
P45	3. 競技運営における感染対策	(1) 参加チーム、審判員、及び競技	-14. チームベンチ	②入り切らない場合は、ベンチを増やして対応する または、主催および両チームで事前に合意した場所で待機を設定する	②主催者の判断で 1 席空けとし、入り切らない場合は、ベンチを増やして対応する または、主催および両チームで事前に合意した場所で待機を設定する
P47	3. 競技運営における感染対策	(2) 来賓対応	-3. ケータリング	①ピュウエ形式の食事提供は行わない ②食事を提供する場合は、ランチボックス形式とする ③ドリンク提供（アルコールは除く）はサーブするスタッフを配置する、もしくは、ペットボトルで提供する ④アルコールの提供は、社会的状況を鑑みて判断する	①ピュウエ形式の食事提供を行う場合は、サーブするスタッフを配置する ②ドリンク提供（アルコールは除く）はサーブするスタッフを配置する、もしくは、ペットボトルで提供する ③アルコールの提供は、社会的状況を鑑みて判断する
P47	3. 競技運営における感染対策	(2) 来賓対応	-4. 貸し出し物	①ブランケットの貸し出しは行わない	①ブランケット等、防炎員の貸し出しは原則行わない
P48	3. 競技運営における感染対策	(3) メディア対応	-2. 試合取材における必須事項	③メディアは、健康チェックシートに必要事項を記入し提出する	③メディアは、取材の14日前から健康状態を管理し、記録する
P49	3. 競技運営における感染対策	(3) メディア対応	-6. 試合終了後の対応	①監督記者会見および選手の取材は対面では行わず、WEB会議システムにて実施する ②WEB会議システムが困難な場合、以下の通りの対応とする ・ 監督・選手、メディア関係者は常時マスクを着用し、不要な会話を控える ・ 監督・選手とメディアが交わらないよう、かならずエリアをブラザー・テープなどで仕切る ・ 監督・選手とメディアの距離は2m以上取る。取材者同士も最低1mの間隔を確保 ・ 最小限での対応とするため、記者1名、テレビ1名が代表質問を行い、コメント・取材はメディア関係者同士で共有する ・ フォトグラファーは試合終了後の対応エリアに入らない ・ できるだけ換気の良い場所で取材を行う ・ できるだけ短い時間で取材を終える ③すべてのメディアは、試合終了後1時間以内を目途に会場から退出する	① 監督記者会見および選手の取材は対面方式あるいはWEB 会議システムにて実施する ② 対面を実施する場合、以下の通りの対応とする ・ 監督・選手、メディア関係者は常時マスクを着用し、不要な会話を控える ・ 監督・選手とメディアが交わらないよう、かならずエリアをブラザー・テープなどで仕切る ・ 監督・選手とメディアの距離は 2m 以上取る。取材者同士も最低 1m の間隔を確保 ・ フォトグラファーは試合終了後の対応エリアに入らない ・ できるだけ換気の良い場所で取材を行う ・ できるだけ短い時間で取材を終える ③ すべてのメディアは、試合終了後 1 時間以内を目途に会場から退出する